

参 考 資 料

1 平成24年度予算（案）事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)				
事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予算案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	33,149,724	29,025,460	▲ 4,124,264	
（項）厚生労働本省共通費	3,880	3,299	▲ 581	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	3,880	3,299	▲ 581	
（項）遺族及留守家族等援護費	28,754,086	24,836,038	▲ 3,918,048	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	28,754,086	24,836,038	▲ 3,918,048	
援護審査会経費	1,487	1,415	▲ 72	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	27,187,899	23,471,962	▲ 3,715,937	援護年金の支給 27,060百万円 → 23,370百万円
戦傷病者特別援護経費	662,322	537,800	▲ 124,522	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 164百万円 → 166百万円
				2 医療費の支給 394百万円 → 278百万円
				3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 201,000円 → 201,000円
未帰還者留守家族等援護経費	25,293	23,859	▲ 1,434	葬祭料 単価 201,000円 → 201,000円
未帰還者に関する特別措置経費	531	444	▲ 87	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	435,003	349,518	▲ 85,485	
昭和館等に係る経費	441,551	451,040	9,489	昭和館運営費 429百万円 → 438百万円
（項）戦没者慰霊事業費	2,233,658	2,033,789	▲ 199,869	
戦没者遺骨処理等諸費	1,766,271	1,566,816	▲ 199,455	
				1遺骨帰還関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④パラオ ⑤インドネシア ⑥ミャンマー ⑦沖縄 ⑧硫黄島 ⑨モンゴル ○旧ソ連地域(⑩ハバロフスク ⑪ザバイカル ⑫沿海 ⑬イルクーツク ⑭クラスノヤルスク ⑮ブリヤート共和国 ⑯カザフスタン共和国)
				2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③マーシャル・ギルバート ④マリアナ諸島 ⑤トラック諸島 ⑥北ボルネオ ⑦中国 ⑧硫黄島 ○旧ソ連地域(⑨ハバロフスク ⑩沿海 ⑪ザバイカル ⑫イルクーツク)
				3 慰霊碑の補修等
				4 遺骨・遺留品の伝達
				5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	467,387	466,973	▲ 414	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 283百万円 → 283百万円
				2 千島ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 47百万円 → 45百万円

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予算案	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,848,245	1,727,981	▲ 120,264	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,848,245	1,727,981	▲ 120,264	
中国残留邦人等に対する生活支援	809,605	781,221	▲ 28,384	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 301百万円 → 301百万円
				・「支援・相談員」の配置 446百万円 → 422百万円
定着自立援護	462,481	429,156	▲ 33,325	
帰国受入援護	534,061	481,225	▲ 52,836	・永住帰国見込世帯人員 22世帯82人 → 20世帯 63人
				・一時帰国見込世帯人員 127世帯222人 → 118世帯 207人
身元調査等	42,098	36,379	▲ 5,719	・訪中調査対象孤児数 24人 → 18人
				・訪日調査対象者数 4人 → 3人
北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	0	0	0	
(項) 恩給進達等実施費	309,855	424,353	114,498	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	309,855	424,353	114,498	
資料整備諸費	255,860	375,553	119,693	
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	1,152	923	▲ 229	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	3,377	3,377	0	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	49,466	44,500	▲ 4,966	

社会・援護局(社会)計上分	9,190,044	9,196,450	6,406	
(項) 生活保護費	9,190,044	9,196,450	6,406	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,190,044	9,196,450	6,406	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	200億の内数	237億の内数		
中国残留邦人等に対する生活支援	200億の内数	237億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 概算要求	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	42,339,768	38,221,910	▲ 4,117,858	
社会・援護局(援護)計上分	33,149,724	29,025,460	▲ 4,124,264	
社会・援護局(社会)計上分	9,190,044	9,196,450	6,406	

(参考) 平成24年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 #REF!	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,134,775	1,034,596	▲ 100,179	
(項) 遺族及留守家族等援護費	460,842	423,183	▲ 37,659	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	455,978	418,319	▲ 37,659	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	68,749	68,653	▲ 96	
(目細)留守家族等援護事務委託費	32,317	31,856	▲ 461	1 留守家族等援護 122千円 2 未帰還者特別措置 133千円 3 戦傷病者特別援護 31,601千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	354,912	317,810	▲ 37,102	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	17,790	21,991	4,201	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	3,187	3,017	▲ 170	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	3,187	3,017	▲ 170	
(目)遺骨帰還等委託費	14,603	18,974	4,371	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	620,776	554,055	▲ 66,721	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	620,776	554,055	▲ 66,721	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	439	439	0	
(目細)引揚者等援護事務委託費	620,337	553,616	▲ 66,721	「支援・相談員」の配置 421,887千円
(項) 恩給進達等実施費	35,367	35,367	0	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	35,367	35,367	0	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	5,462	5,462	0	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	29,905	29,905	0	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,634千円 2 戦没者叙勲等進達関係 3,271千円

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 #REF!	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,190,044	9,196,450	6,406	
(項) 生活保護費	9,190,044	9,196,450	6,406	
(目)生活保護費等負担金	9,190,044	9,196,450	6,406	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	9,190,044	9,196,450	6,406	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	200億の内数	237億の内数		
(目)セーフティネット支援対策等事業費補助金	200億の内数	237億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成22年度 予 算 額	平成24年度 #REF!	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,324,819	10,231,046	▲ 93,773	
社会・援護局(援護)計上分	1,134,775	1,034,596	▲ 100,179	
社会・援護局(社会)計上分	9,190,044	9,196,450	6,406	

2 援護年金について

援護年金額は、平成19年度から恩給と同様に、公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組み。

平成24年度の援護年金額について、公的年金の引上率を基準に算出した改定率が1以下であれば、年金額は据置きとなる。

（１）障害年金（年額）

障害の等差	基本額	扶養親族加給	特別加給
特別項症	障害の状態に応じ、 ○公務傷病 9,729,100円 ～ 961,000円 ○勤務関連傷病 7,417,100円 ～743,000円	○戦傷病者の配偶者：193,200円	27万円
第1項症・ 第2項症		○その他の扶養親族（子・孫・父母・祖父母）（※）	21万円
第3項症～ 第6項症		【戦傷病者に配偶者がいる場合】 1人目・2人目：72,000円/人、 3人目～：36,000円/人 【戦傷病者に配偶者がいない場合】 1人目：132,000円、2人目：72,000円、 3人目～：36,000円/人	—
第1款症～ 第5款症		○戦傷病者の配偶者加給のみ：193,200円	—

※ 戦傷病者の配偶者以外の扶養親族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

（２）遺族年金・遺族給与金（年額）

① 対象者

戦没者と生計関係のあった遺族に支給され、支給の優先順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順である。

この順位の最も高い者を「先順位者」といい、その他の者を「後順位者」という。

※ 戦没者の配偶者以外の遺族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

② 支給額

死亡の原因等	先順位者への支給	後順位者への支給
公務死亡	1,966,800円	72,000円/人
勤務関連死亡・公務重症平病死	1,573,500円	56,400円/人
平病死（公務軽症者・勤務関連重症者）	557,600円	—
平病死（勤務関連軽症者）・公務傷病併発死	456,400円	—
勤務関連併発死	335,000円	—

※ 「平病死」とは、障害年金の受給者が、その給付の原因となった公務傷病等以外の事由により死亡することをいう。

「併発死」とは、公務傷病等にかかり、在職期間又は退職後一定期間内に死亡し、かつ、公務傷病等と死亡の因果関係が不明確な場合をいう。

3 援護年金等受給者数

(1) 援護年金受給者数 14,918人 (平成23年3月末)

① 障害年金 1,880人

② 遺族年金、遺族給与金 13,038人

区 分	遺 族 年 金	遺 族 給 与 金
公 務 死 亡	7,229 人	2,688 人
勤 務 関 連 死 亡	284	196
平 病 死 亡	1,083	857
併 発 死 亡	695	6
合 計	9,291	3,747

(2) 各種特別給付金等 (平成23年12月末)

① 第二十二回特別給付金 (200万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の妻に対する特別給付金) 159,492件

② 第二十三回特別給付金 (100万円～15万円) 国債発行請求件数
(戦傷病者等の妻に対する特別給付金) 21,747件

③ 第二十四回特別給付金 (100万円) 国債発行請求件数
(戦没者の父母等に対する特別給付金) 102件

④ 第八回特別弔慰金 (40万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金) 1,271,546件

⑤ 第九回特別弔慰金 (24万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金) 39,782件

4 恩給関係経費について

1 恩給制度の歴史及び性格

明治8年の制度発足以来、136年を有する年金制度。国家補償たる性格を基本とし、一般財源を原資。

2 恩給の種類

本人に対する給付と遺族に対する給付、年功恩給と傷病恩給により大別

種 類			対 象 者
本人給付	普通恩給		一定年限以上在職して退職した者（旧軍人(兵・下士官以下)12年、文官等17年)
	傷病恩給	増加恩給	公務に起因する傷病により重度の障害を有する者
		傷病年金	公務に起因する傷病により比較的軽度の障害を有する者
		特例傷病恩給	本邦等で職務に関連する傷病により障害を有する旧軍人等
遺族給付	普通扶助料		普通恩給受給者の遺族
	公務関係扶助料	公務扶助料	公務傷病により死亡した者の遺族
		増加非公死扶助料	公務以外の事由により死亡した増加恩給受給者の遺族
		特例扶助料	本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人等の遺族
	傷病者遺族特別年金		公務以外の事由により死亡した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族

3 恩給受給者に対するサービスの向上

高齢化の顕著な受給者の負担軽減等、受給者等に対するサービスの向上を図るため、一層の業務の見直しを推進。

4 所要経費

	[平成24年度予定額]	[平成23年度当初予算額]	[対前年度増△減額]
一般会計（（項）恩給費）	543,725百万円	611,854百万円	△68,129百万円

	[23年度]	[24年度]	[対前年度増△減]
○ 恩給受給者数	771千人	→ 699千人	△72千人
○ 平成24年度の恩給年額については、平成23年度と同水準			

5 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について

(1) 概要

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（以下「戦後強制抑留者特別措置法」という。）は、参議院総務委員長提案の議員立法であり、平成22年6月16日成立し、同日公布・施行された。具体的な規定内容は以下のとおり。

① 特別給付金の支給

戦後ソ連又はモンゴルに強制抑留された者で、施行日において日本国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金（総務省所管）が、帰還時期の区分に応じて25万円～150万円の特別給付金を支給。（請求期限平成24年3月末）

② 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定・公表

政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処する以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定・公表。

規定すべき具体的な項目は以下のとおり。

ア 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向

イ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者についての調査（その埋葬された場所についての調査を含む。）

ウ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者の遺骨及び遺留品についてのその収集及び本邦への送還その他の必要な措置

エ イ又はウに掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

オ 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

カ 強制抑留の実態調査等として行う措置のうちイ～オに規定するもの以外のものの実施に関する基本的事項

キ 強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関

する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項

ク その他強制抑留の実態調査等に関する重要事項

(2) 戦後強制抑留者特別措置法に基づく基本方針の策定について

戦後強制抑留者特別措置法に基づく基本方針については、政府与党内の調整の結果、厚生労働省が関係府省の協力を得て原案を作成し、政府において策定するものとされ、平成23年8月5日、別添のとおり閣議決定された。

強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針

〔平成23年8月5日
閣議決定〕

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号。以下「特別措置法」という。）第13条第1項の規定に基づき、特別措置法第2条に定める戦後強制抑留者（以下「抑留者」という。）に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置（以下「実態調査等」という。）を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を以下のとおり定める。

1 実態調査等に関する基本的方向

（1）これまでの経緯

- ・ 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後、ソヴィエト社会主義共和国連邦（当時）（以下「旧ソ連」という。）又はモンゴル人民共和国（当時）（以下「モンゴル」という。）の地域において抑留された抑留者は、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって、劣悪な環境下で強制抑留され、多大な苦難を強いられ、その間において過酷な強制労働に従事させられた。昭和21年から昭和33年までの間に、旧引揚援護院、旧復員庁等において、旧ソ連又はモンゴルの地域から帰還した者に対する聴取り、留守家族から提出された未帰還届等に基づいて調査した結果、抑留者は約57万5千人、強制抑留下において死亡した抑留者（以下「抑留中死亡者」という。）は約5万5千人と推計している。
- ・ 抑留中死亡者については、昭和21年以降、帰還者の証言や情報等に基づき死亡公報が出され、また、死亡が不確実な者について、未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号）に基づき戦時死亡宣告がなされてきた。
- ・ 一方、埋葬地については大半が不明のままとなっていたため、昭和31年12月12日の「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言」（以下「日ソ共同宣言」という。）の発効以降、埋葬地に関する資料や死亡状況の情報提供を旧ソ連に対して要請してきた。

- ・ また、旧ソ連と協議を行い、昭和36年から関係者遺族等による墓参を実施した。
- ・ 昭和63年7月1日には、いわゆる恩給欠格者、抑留者、引揚者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等を目的として平和祈念事業特別基金（以下「平和基金」という。）が設立され、抑留者等に対して慰藉の念を示す事業を行った。
- ・ 平成3年4月18日には、「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」（以下「日ソ協定」という。）が締結された。
- ・ 日ソ協定においては、抑留中死亡者の名簿の提出、埋葬地に関する資料の提出、遺骨及び所持品の引渡し、埋葬地の保存、慰霊碑の建立、墓参の実施等に関する措置が定められた。
- ・ 平成22年6月16日、抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講ずるとともに、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本方針の策定について定めることを目的とする特別措置法が成立した。

（２）実態調査等に関する基本的方向

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者（以下「民間団体等」という。）の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

2 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

（１）抑留中死亡者についての調査（その埋葬された場所についての調査等を含む。）

ア これまでの取組

- ・ 旧ソ連地域における抑留中死亡者については、昭和21年以降、帰還者の証言や情報等に基づき死亡公報が出され、また、死亡が不確実な者について、未帰還者に関する特別措置法に基づき戦時死亡宣告がなされてきた。
- ・ 埋葬地については大半が不明のままとなっていたため、昭和31年

の日ソ共同宣言の発効以降、埋葬地に関する資料や死亡状況の情報提供を旧ソ連に対して要請してきた。

- ・ 日ソ協定に基づき、ロシア連邦等に対して死亡者名簿等の情報提供を求め、死亡者名簿、埋葬地に関する資料が提供された。
- ・ 旧ソ連地域における抑留中死亡者は約5万3千人と推計しており、ロシア連邦等から提供された資料と死亡者名簿等の記録資料（以下「日本側資料」という。）との照合調査を進めている。
- ・ 平成21年3月には、資料が提供されていない約1万2千人及び照合調査によっても資料の特定に至らない約9千人の合計約2万1千人のデータをロシア連邦に提供し、更なる調査と資料の提供を要請した。
- ・ 平成22年4月までに、ロシア国立軍事古文書館（以下「古文書館」という。）が保有する抑留者登録カード（約70万枚、以下「登録カード」という。）が提供された。登録カードと日本側資料との照合調査を進め、平成22年度末までに新たに1,854名の抑留中死亡者に関する資料を特定し、平成22年度末までに資料の特定に至った抑留中死亡者は3万3,880人となった。
- ・ モンゴルにおける抑留中死亡者は約2千人と推計しており、平成3年以降、順次同国から名簿の提供を受け、日本側資料との照合調査を進め、平成22年度末までに資料の特定に至った抑留中死亡者は1,429名となった。
- ・ 照合調査の結果、資料の特定に至った抑留中死亡者について、地方公共団体の協力を得て、遺族の所在を調査し、遺族が判明した場合には、本籍地の都道府県を通じ、ロシア連邦等及びモンゴル国から得られた情報を遺族にお知らせしている。

イ 措置の実施に関する基本的事項

- ・ 民間団体等の協力も得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者についての調査を進める。また、現在進めている登録カードを活用した照合調査を速やかに行う。さらに、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づき国立公文書館への移管を進める。
- ・ 資料の特定に至った抑留中死亡者について、遺族の所在を引き続き調査し、得られた情報を遺族にお知らせする。

(2) 抑留中死亡者の遺骨及び遺留品についてのその収容及び本邦への送還 その他の必要な措置

ア これまでの取組

- ・ 日ソ協定に基づき、ロシア連邦等から死亡者名簿、埋葬地に関する資料が提供されたほか、平成3年度から遺骨帰還事業を実施し、埋葬地の調査を行い、収容可能と判断された埋葬地について遺骨を収容し、民間団体等の協力を得て、平成22年度末までに1万8,690柱の遺骨が帰還した。
- ・ モンゴル国においては、平成6年度から遺骨帰還事業を実施し、民間団体等の協力を得て、平成22年度末までに1,804柱の遺骨が帰還した。
- ・ また、平成15年度から、死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、遺族から適切な検体が提供され、遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、DNA鑑定を行っている
- ・ 死亡者名簿等から推定できる関係遺族については、「戦没者遺族のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族からの申請に基づきDNA鑑定を行い、平成22年度末までに801柱の遺骨の身元が判明し、遺族が居住する都道府県を通じ、収容した遺骨を遺族にお渡ししている。
- ・ さらに、日ソ協定に基づき、ロシア連邦等の協力を得つつ、遺留品を収集し、遺族が判明した場合には、遺族が居住する都道府県を通じ、遺留品を遺族にお渡ししている。

イ 措置の実施に関する基本的事項

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、平成27年度に向けて埋葬地の調査を引き続き行い、遺骨帰還事業を進める。
- ・ 遺族が判明する可能性がある場合、DNA鑑定を引き続き行い、DNA鑑定等により身元が判明した場合には、収容した遺骨及び遺留品を遺族にお渡しする。

(3) (1) 又は(2)に掲げる措置と併せて行う抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、抑留者に係

る強制抑留の実態に関する情報等の収集を引き続き行う。また、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律に基づき国立公文書館への移管を進める。

3 抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

(1) これまでの取組

- ・ 平和基金では、昭和63年から、いわゆる恩給欠格者、抑留者、引揚者に対して慰藉の念を示す事業として、慰労金の支給事業、慰労品の贈呈事業、平和祈念展示資料館における資料の展示、慰霊碑の建立（千鳥ヶ淵）などを実施してきた。
- ・ 平和基金は、特別措置法の成立に伴い、平成22年9月末をもって、特別給付金支給事業以外の業務を全て終了した。
- ・ そこで、平和基金から承継した、労苦に関する資料の平和祈念展示資料館における展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理を行っている。
- ・ 旧ソ連地域等において、昭和36年から埋葬地が特定されている地域を中心に墓参を実施してきたが、平成15年度以降、埋葬地場所の特定の有無にかかわらず、各地方、州ごとに広く遺族の参加を求め、全ての遺族を対象として慰霊巡拝を実施した。
- ・ 平成7年7月31日に旧ソ連地域のハバロフスク市に、平成13年10月15日にモンゴル国のウランバートル市に戦没者慰霊碑を建立した。
- ・ 旧ソ連地域の中で遺骨帰還事業が実施できない地域（11地域）に小規模慰霊碑を建立した。

(2) 措置の実施に関する基本的な事項

- ・ 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理並びに慰霊巡拝及び海外慰霊碑の建立・管理を引き続き行い、抑留者の労苦の国民の理解及び後代の国民への継承並びに抑留中死亡者の追悼のための取組を引き続き推進する。
- ・ 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携を図る。

- ・ 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との適切な連携を図る。

4 実態調査等として行う措置のうち2及び3以外の措置の実施に関する

基本的事項

- ・ 関係省庁の取組（基本方針に具体的な定めのないものを含む。）を整理し、実施状況を適切に公表する。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、民間団体等の研究の促進に努める。

5 実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関

する基本的事項

- ・ 必要な情報や意見の交換を行い、関係省庁が適切に連携協力して取り組む。

6 実態調査等についての地方公共団体及び民間団体等との連携に関する

基本的事項

- ・ 地方公共団体と連携しつつ、民間団体等の協力を得て取り組む。

7 その他実態調査等に関する重要事項

- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

6 硫黄島からの遺骨帰還プラン

平成 23 年 11 月 25 日

硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム

1. はじめに

- 戦没者の遺骨帰還は「国の責務」であり、悲惨な歴史を繰り返さないためにも、全ての戦域で進めることが必要である。とりわけ、硫黄島は日本の領土であり、自衛隊が駐屯しているにもかかわらず、戦後 66 年経過した現在でも約 6 割の約 1 万 2 千柱の御遺骨が未帰還で、これは国内最多数である。
- そのため、政府一体となって硫黄島の遺骨帰還等に取り組むべく、菅前内閣総理大臣の指示により、平成 22 年 8 月 10 日付けで硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム（以下「特命チーム」という。）が設置された。
- 特命チームでは、米国国立公文書館等で資料調査を行い、その結果得られた 2 か所の集団埋葬地から、近年例にない 815 柱の御遺骨を収容することができた。（平成 22 年度はこれを含め 822 柱を収容）
- また、特命チームは、平成 22 年 8 月 26 日に「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム中間取りまとめ」を決定し、その中で、今後の進め方として「計画性のある遺骨帰還プランを作成する」ことにしたところである。

2. 遺骨帰還プランの位置付け、期間等

- この遺骨帰還プランは、上記中間取りまとめを踏まえ、米国での資料調査を含め、徹底した情報収集を行い、特命チームを中心に政府部内の意思を統一し、計画的に硫黄島からの遺骨帰還を推進するため策定するものである。
- 遺骨帰還プランでは、平成 25 年度までの 3 カ年の集中実施期間での政府の取組方針及び各年度の取組について具体的に定める。
- 遺骨帰還プランの実施に当たっては、硫黄島に係る遺族団体等との連携確保に努める。
- 特命チームは、前年度の実施状況を踏まえ、遺骨帰還プランの見直しを行う。

3. 集中実施期間の取組方針

（1）徹底した米国資料の分析等

- 厚生労働省は、外務省の支援を受けつつ、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局

(DPMO)の協力を得て、民間業者を活用して、以下の資料館に保存されている埋葬地、病院、壕、戦闘記録等の資料を集中的に調査・分析する(2年程度)。

外務省は、厚生労働省が行う米国での調査を支援する。

- ・硫黄島に関する米国部隊の行動記録等、約600箱(約40万ページ)分の情報が保存されている米国国立公文書館
- ・太平洋地域での海兵隊戦闘資料が保存されている海兵隊資料館
- ・戦後滑走路拡張工事を担った米海軍設営隊の資料が保存されている米海軍基地資料館

- 厚生労働省は、過去に実施した遺骨帰還実施報告書に記載された収容地点や防衛省防衛研究所発行の「戦史叢書」に記載されている戦没者の状況等国内の資料についても、民間業者、GPS等を活用し、調査・分析する。

(2) 面的調査の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、民間業者を活用し、硫黄島の面積に応じて概ね30区分に分割し、原則毎年10区分を対象に調査を行う。
各区分について、米国資料調査結果及び日本側収容実績等との分析による埋葬地情報に基づき、間隔を定めて地表面の踏査及び筋堀を行う。また、踏査の結果を踏まえ、空洞調査等科学的方法による御遺骨・壕の調査を実施する。
調査の結果、発見された壕等の掘削を行う。
また、面的調査の結果を位置情報を含め記録する。

- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・厚生労働省職員、民間業者従業員、重機、物資の輸送支援
 - ・燃料の有償支援
 - ・厚生労働省職員、民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・不発弾の処理及びガス検知支援

- なお、滑走路下の遺骨収容は、まずは厚生労働省が外務省の支援を受けつつ、米海軍基地資料館等で資料調査を行うことにより御遺骨の存在の可能性を確認するとともに、防衛省が御遺骨・壕の存否を確認する科学的手法についての検討等を行う。
外務省は、厚生労働省が行う米国での調査を支援する。

(3) 遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、面的調査の実施により発見された御遺骨を収容するため、遺族・若者等のボランティアやNPO等の協力を得た遺骨帰還団を通年にわたり派遣する。
派遣に当たっては、将来の指導者層として厚生労働省が直接公募するほか、参加団体を通じた一般からも募集を行う。若者が参加しやすい夏期・春期には募集するボランティアを増員する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・厚生労働省職員、遺骨帰還団員、収容された御遺骨、物資の輸送支援

- ・燃料の有償支援
- ・厚生労働省職員、遺骨帰還団員の宿泊・給食施設の提供支援
- ・在島自衛官による支援
- ・不発弾の処理及びガス検知支援
- ・重機・オペレーターによる支援

○ 収容された御遺骨は、硫黄島にある仮安置所に安置し、各年度末に送還する。

(4) その他

- 硫黄島からの生還者や遺族の証言等を記録し、その情報を遺骨帰還に活用するとともに、後世代に伝承する。
- 特命チームは、面的調査及び遺骨収容の結果等を随時官邸のホームページ等に掲載し、公表する。
- 関係省庁は、それぞれの任務を踏まえつつ、最大限、本プランの実施に当たるものとする。

4. 平成23年度の取組

集中実施期間のうち、平成23年度には、以下の取組を実施する。

(1) 徹底した米国資料の分析等

- 厚生労働省は、外務省の支援を受けつつ、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(DPMO)の協力を得て、民間業者を活用し、米国国立公文書館及び米海軍基地資料館に保存されている埋葬地、病院、壕、戦闘記録等の資料を集中的に調査・分析する。
外務省は、厚生労働省が行う米国での調査を支援する。
- 厚生労働省は、過去に実施した遺骨帰還実施報告書に記載された収容地点や防衛省防衛研究所発行の「戦史叢書」に記載されている戦没者の状況等国内の資料についても、民間業者、GPS等を活用し調査・分析する。

(2) 面的調査の実施

- 東日本大震災を受け、自衛隊の災害派遣に伴い、大規模な渡島手段の確保が困難であったことから、今年度は硫黄島における実施体制が整い次第実施する。
- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、民間業者を活用し、2区分について、米国資料調査結果及び日本側収容実績等との分析による埋葬地情報に基づき、間隔を定めて地表面の踏査及び筋堀を行う。また、踏査の結果を踏ま

え、空洞調査等科学的方法による御遺骨・壕の調査を実施する。
調査の結果、発見された壕等の掘削を行う。
また、面的調査の結果を位置情報を含め記録する。

- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・ 厚生労働省職員、民間業者従業員、重機、物資の輸送支援
 - ・ 燃料の有償支援
 - ・ 厚生労働省職員、民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・ 不発弾の処理及びガス検知支援
- 滑走路下の遺骨収容については、厚生労働省は、外務省の支援を受けつつ、米国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPMO）の協力を得て、民間業者を活用して、戦後滑走路拡張工事を担った米海軍設営隊の資料が保存されている米海軍基地資料館等の資料を調査・分析する。防衛省は御遺骨・壕の存否を確認する科学的手法についての検討を行う。
外務省は、厚生労働省が行う米国での調査を支援する。

（３） 遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、延期された夏期の派遣について、本年 11 月末に御遺族・若者等のボランティアや NPO 等による遺骨帰還団を派遣し、昨年度に集団埋葬地と確認された滑走路西側付近を実施する。遺骨帰還団の規模は 50 人規模とする。また、春期の派遣については、遺骨収容の進捗状況を踏まえ、検討する。
- 面的調査により発見された御遺骨の収容のため、通年行うこととしている遺骨帰還団を 2 月以降派遣する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・ 厚生労働省職員、遺骨帰還団員、収容された御遺骨、物資の輸送支援。
 - ・ 厚生労働省職員、遺骨帰還団員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・ 在島自衛官による支援
 - ・ 不発弾の処理及びガス検知支援
- 収容された御遺骨は、硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。

（４） その他

- 硫黄島からの生還者や遺族をはじめとした硫黄島関係者から当時の状況等についての証言等を記録し、映像資料を制作する。また、映像資料をホームページへの掲載等により公表する。
- 特命チームは、平成 23 年度の面的調査及び遺骨収容の結果等を官邸のホームページ等に掲載し、公表する。

7 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階

常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

6階

常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和30年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

5階

映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

4階

図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集
様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

3階

会議室

特別企画展などを開催

2階

広場

憩いの場

1階

懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映
(番組は毎週変更)

特別企画展等(平成11年から毎年開催)

平成23年3月～5月	ポスターに見る戦中・戦後
平成23年7月～8月	戦後復興までの道のりー配給制度と人々の暮らしー
平成23年11月～平成24年1月	写真にみる50年前の日本ーよみがえる昭和の情景ー
平成24年3月～5月(予定)	昭和の紙芝居～戦中・戦後の娯楽と教育～(仮題)

巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)

平成23年10月8日～16日	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(愛媛県)
平成23年10月22日～10月30日	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(山口県)
平成24年 9月22日～30日(予定) 11月10日～18日(予定)	富山県 京都府

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp

しょうけい館について

●設置目的

しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成18年3月開設)

●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成23年3月～5月	ひたすらに、ひたむきに生きて半世紀―戦傷病者とその家族が語る人生の歩み―
平成23年7月～9月	戦官～失明傷痍軍人がたどった戦中・戦後～
平成24年3月～5月(予定)	がむしゃらに生きて―海洋船舶画家上田毅八郎のあゆみ―(仮題)

企画上映会	
平成23年5月～6月・10月～12月	「戦傷病者の家族が語る労苦」(5月) 「激戦地での負傷」(6月) 「インパール・サイパン・シベリア抑留での傷病体験を語る」(10月・11月) 「戦争で片腕を失って」(12月)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13 共同ビル
開館時間	10:00～17:30(入館は午後17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.shokeikan.go.jp

9 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5カ年で、電子化を図った上で、原本は、原則として、国立公文書館へ移管することとしている。

（平成23年度から5カ年計画で移管）

厚生労働省

戦没者等援護関係資料
（留守名簿、履歴原表、死亡者連名簿等）

国立公文書館

○電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

○移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存

○利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開